

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		2024年	6月	18日
都道府県知事 三日月 大造	殿			
提出者 住 所 滋賀県湖南市丸山3-3-1 氏 名 タキロンシーアイ株式会社 滋賀工場 工場長 喜多 祐介 電話番号 0748-77-3170				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。				
事業場の名称	タキロンシーアイ株式会社 滋賀工場			
事業場の所在地	滋賀県湖南市丸山3-3-1			
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項				
①事業の種類	プラスチック製品製造業(18)			
②事業の規模	製品出荷額(前年度実績)124億円/年			
③従業員数	従業員 244名(内 派遣 13名)			
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油→再生処理業者に委託し再生溶剤として再利用 (別紙①参照)			

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 ②の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	88.968 t	t
	(これまでに実施した取組) 溶剤再生装置の本格稼働により、溶剤再生化を促進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	80 t	t
	(今後実施する予定の取組) 溶剤再生装置の安定稼働化		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 印刷インキ等の引火性廃油について、廃塗料・残肉インキ・掃除用溶剤・廃液と4種類に分類。それぞれドラム缶に詰め処理業者に再生を依頼。掃除用溶剤は社内再生。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分類を維持

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	12.5 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	溶剤再生装置の本格稼働。使用量に応じた溶剤再生化を促進。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	20 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	溶剤再生装置の安定稼働化		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	76.468 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	34.062 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	42.4 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	17.622 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	58.846 t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・処理業者との委託契約につき定期的な確認の実施 ・処分場の定期確認の実施 ・マニフェスト伝票の電子化実施と管理の徹底 ・新規契約先の検討		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	60 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	20 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	40 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	18 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	42 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	溶剤再生装置の安定稼働化 処理業者の委託契約定期見直しによる、さらなる適正化 処分場の定期確認の継続実施		
電子情報処理組織の使用に 関する事項	【前年度】（令和 5 年度）実績		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	76.468 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの継続利用		
※事務処理欄			

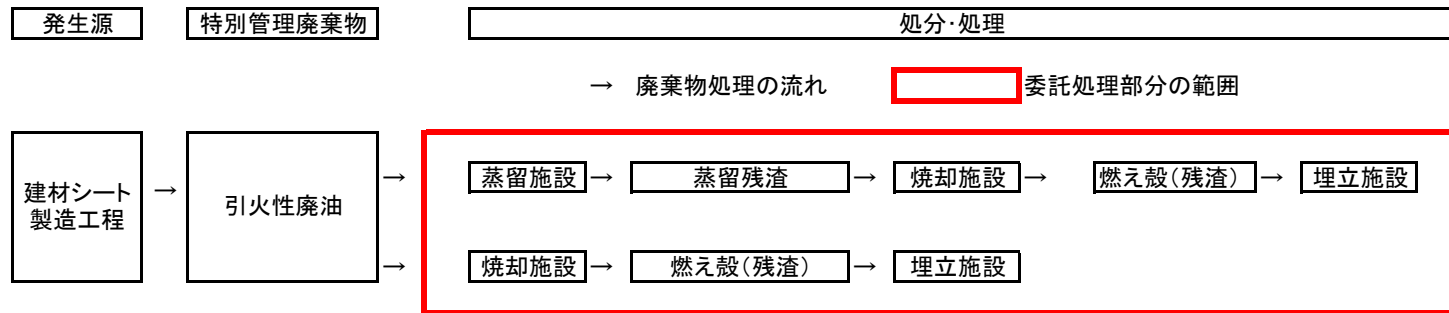
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フロー

別紙①



・ 責任者及び組織

統括責任者	工場長
環境管理責任者	環境管理責任者
廃棄物管理担当	組 織 名 事務グループ 担当人員 2名
特別管理産業廃棄物管理責任者	有資格者 2名
環境保全管理	・ 環境管理活動における最高審議・決定 ・ 環境マネジメントシステム監査結果の報告 ・ 利害関係者などからの情報交換と対応等の審議・決定 ・ 環境マネジメントシステムの見直しの審議・決定 ・ 各部門の環境管理の状況報告、環境管理上の問題点と解決策の審議・決定 ○責任者―工場長 議長―環境管理責任者
廃棄物管理担当	○工場廃棄物管理の推進 ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者・再生利用業者の調査 ・ 委託契約の締結 ・ 廃棄物管理票の交付・管理 ・ 監督官庁への報告 ・ その他関係する事項

